

岡山大学と岡山市とのESD推進に関する協定書

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、「持続可能な開発のための教育」（以下「ESD」という。）の推進等における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、ESD推進等に関する一層の協力関係を構築することにより、岡山市のESDが安定的で継続的に実施されるためのシステムの形成に資することを目的とする。

（対象事業）

第2条 この協定に基づき甲と乙が協力して行う事業の範囲は以下のとおりとする。

- 一 岡山ESDプロジェクトの実施に関する事業（ESD推進のための岡山大学ユネスコチェアを含む。）
- 二 岡山市のESDに関する知識・理解の向上を図る事業
- 三 その他、岡山市のESD推進に関する事業

（協力）

第3条 甲と乙は、前条に規定する事業の範囲の中で、互いに協力して実施する必要があると認める具体的な事業（以下「協力事業」という。）を協議の上、決定するものとする。

2 協力事業の実施はそれぞれの関係職員が連携して行うとともに、それぞれの所有する施設・機材・機器などの利用についても、業務の支障のない範囲で双方便宜を供与するものとする。

（経費）

第4条 協力事業を実施するための経費負担については、個別の協力事業ごとに甲と乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の60日前までに、甲と乙いずれか一方が他方へ更新しないことを文書により通知しない限り、この協定は同一条件で更に1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

甲

平成19年7月31日

千葉喬三

千葉 喬三
岡山大学長

乙

平成19年7月31日

高谷茂男

高谷 茂男
岡山市長